

浜松市告示第325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年6月5日

浜松市長 中野 祐介

- 1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都大田区久が原五丁目13番12号
- 2 指定納付受託者の名称
株式会社寺岡精工
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
浜松市夜間救急室使用料
- 4 指定の期間
令和8年6月10日から令和9年3月31日まで